

第 32 回

# 定時株主総会 招集ご通知



## ■ 日時

2023年6月27日（火曜日）午前10時  
受付開始 午前9時

## ■ 場所

東京都中央区八重洲一丁目3番7号  
八重洲ファーストフィナンシャルビル  
ベルサール八重洲2階 ROOM C

## ■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件  
第2号議案 取締役6名選任の件  
第3号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

- ・本株主総会にご出席の株主様は、開催日当日における新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスクの着用等、感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- ・本株主総会の議決権行使はインターネット等または書面による方法もございますので、インターネット等または書面にて議決権行使いただくことも併せてご検討のほどよろしくお願い申し上げます。
- ・本株主総会会場におきまして、感染予防のための措置を講じる場合がございますので、その際はご協力のほどお願い申し上げます。

株式会社アイ・ピー・エス

証券コード：4390

証券コード 4390  
2023年6月9日

株 主 各 位

東京都中央区築地四丁目1番1号  
株式会社アイ・ピー・エス  
代表取締役 宮 下 幸 治

## 第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト <https://ipsism.co.jp/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリ」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アイ・ピー・エス」または「コード」に当社証券コード「4390」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月26日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 【インターネット等による議決権の行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、後記の「議決権行使についてのご案内」及び「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

#### 記

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1. 日 時          | 2023年6月27日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）   |
| 2. 場 所          | 東京都中央区八重洲一丁目3番7号 八重洲ファーストフィナンシャルビル<br>ベルサール八重洲2階 ROOM C                           |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 第32期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |

#### 決議事項

- |       |                        |
|-------|------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件               |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件              |
| 第3号議案 | 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件 |

#### 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使のご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」
- ② 連結計算書類の「連結注記表」
- ③ 計算書類の「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎株主総会当日の様子はインターネットのライブ配信を通じて、ご覧いただくことができます。当社コーポレートサイトの「IR」ページにてご案内いたしますので、是非ご覧ください。

<https://ipsism.co.jp/ir/>

公開開始日時：2023年6月27日（火曜日）午前10時（予定）



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



**株主総会にご出席される場合**

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年6月27日 (火曜日)  
午前10時 (受付開始：午前9時)




**書面 (郵送) で議決権を行使される場合**

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月26日 (月曜日)  
午後6時到着分まで



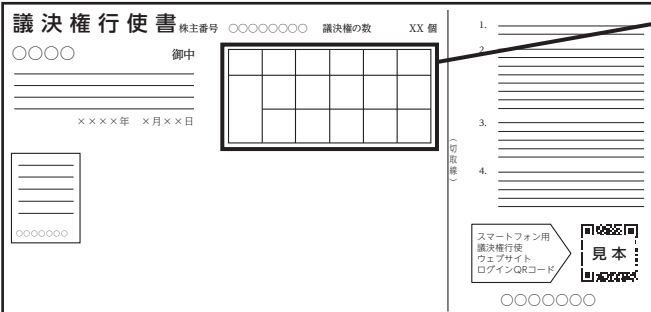
**インターネット等で議決権を行使される場合**

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月26日 (月曜日)  
午後6時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
3. \_\_\_\_\_  
4. \_\_\_\_\_

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

見本

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1・3号議案**
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
  - 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

- 第2号議案**
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
  - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
  - 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット等および書面 (郵送) の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

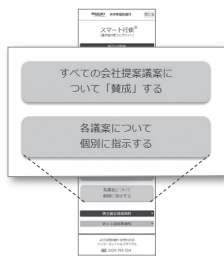
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

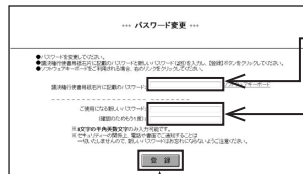
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
☎ 0120-768-524  
(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主への還元につきましては、将来の事業展開と財務体質の強化のために必要な内部留保の確保を図りながら、達成した業績を反映した適切な配当を、継続して実施していくことを基本方針としております。このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき17.5円 総額217,707,088円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年6月28日

## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了になりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式
1	宮下幸治 1965年2月3日生	1985年5月 株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社 1991年10月 当社設立に際し、代表取締役社長就任（現任） （重要な兼職の状況） Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation (Director) InfiniVAN, Inc. (Director) Carrier Domain Inc. (Director)	4,955,000株
〈取締役候補者とした理由〉 宮下幸治氏は、長年にわたり代表取締役として当社グループの事業を統括してきたことから、取締役としての選任をお願いするものであります。			
候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式
2	上森雅子 1969年7月4日生	1994年6月 当社入社 営業推進部課長 2001年9月 当社営業推進部部长 2007年9月 当社取締役 2018年6月 当社専務取締役（現任） 2022年7月 当社メディカル&ヘルスケア事業本部長（現任） （現在 当社専務取締役 メディカル&ヘルスケア事業本部長） （重要な兼職の状況） Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation (President) Shinagawa Healthcare Solutions Corporation (President)	195,000株
〈取締役候補者とした理由〉 上森雅子氏は、当社の専務取締役メディカル&ヘルスケア事業本部長としてメディカル&ヘルスケア事業の拡大に寄与していることから、取締役としての選任をお願いするものであります。			



候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式
3	なか はら しげ き 中 原 茂 樹 1959年11月9日生	1983年 4 月 三井物産株式会社入社 2014年 9 月 同社九州化学品統括 2016年 5 月 日曹ビーエーエスエフ・アグロ株式会社取締役 2019年11月 三井物産株式会社 2020年 3 月 当社管理本部長代理 2020年 5 月 当社管理部長 2020年 6 月 当社取締役（現任） 2021年 2 月 当社管理本部長 2022年 4 月 当社事業推進本部副本部長 2022年 7 月 当社通信事業本部長（現任） （現在 当社取締役 通信事業本部長） （重要な兼職の状況） ISMO Pte. Ltd. (Director and Chief Executive Officer) KEYSQUARE, INC. (President) InfiniVAN, Inc. (Director) Carrier Domain Inc. (Director)	0株
〈取締役候補者とした理由〉 中原茂樹氏は、当社の取締役通信事業本部長として国際通信事業の拡大に寄与していることから、取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式
4	かわ ぶち まさ みつ 川 渕 正 光 1972年11月22日生	1996年 4 月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任 監査法人）入所 2001年11月 三菱商事株式会社入社 2006年 8 月 モルガン・スタンレー証券株式会社（現 三 菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会 社）入社 2013年 1 月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会 社エグゼクティブディレクター 2016年 8 月 コニカミノルタ株式会社経営企画部所属（M & Aグループ リーダー） 2022年 2 月 当社経営企画本部長（現任） 2022年 6 月 当社取締役（現任） （現在 当社取締役 経営企画本部長） （重要な兼職の状況） 株式会社アイ・ピー・エス・プロ 取締役	0株
〈取締役候補者とした理由〉 川渕正光氏は、当社の取締役経営企画本部長として経営企画・経理・財務部門を統括していることから、取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当 社 の 株 式
5	<p style="text-align: center;">むら ぐち かず たか 村 口 和 孝</p> <p>1958年11月20日生</p> <p>※社外取締役候補者</p>	<p>1984年 4 月 日本合同ファイナンス株式会社（現 株式会 社ジャフコ）入社</p> <p>1998年 7 月 株式会社日本テクノロジーベンチャーパート ナーズ設立 代表取締役（現任）</p> <p>2007年 3 月 株式会社ウォーターダイレクト（現 株式会 社プレミアムウォーターホールディングス） 取締役（現任）</p> <p>2012年 6 月 ぷらっとホーム株式会社 社外取締役 2015年 6 月 当社監査役（2017年10月退任） 2017年 6 月 株式会社デンタス 社外取締役（現任） 2017年11月 株式会社ブロードバンドタワー 社外取締役 2018年11月 JESCOホールディングス株式会社 社外取 締役（現任） 2019年 1 月 株式会社ブロードバンドタワー取締役（現任） 2021年 6 月 株式会社ラック 社外取締役（現任） 2021年 6 月 当社 社外取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>株式会社日本テクノロジーベンチャーパートナーズ 代表取 締役 株式会社プレミアムウォーターホールディングス 取締役 株式会社デンタス 社外取締役 株式会社ブロードバンドタワー 取締役 JESCOホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社ラック 社外取締役</p>	2,000株
<p>〈社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等〉</p> <p>村口和孝氏は、ベンチャーキャピタル最大手の株式会社ジャフコ出身の独立系ベンチャーキャピタルの株式会社日本テクノロジーベンチャーパートナーズ代表取締役で、数多くの企業の株式上場に関わるなど豊富な経験と知識を有していることから、その経験及び知識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。引き続き、その知見を活かし、当社の事業運営全般において適切な提言をいただくことを期待します。</p> <p>また、社外取締役としての選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できると判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式
6	<p style="text-align: center;">ゆき まる あき こ 雪 丸 暁 子</p> <p style="text-align: center;">1977年1月7日生</p> <p>※社外取締役候補者</p>	<p>2000年4月 司法研修所入所（54期）</p> <p>2001年10月 東京地方裁判所 裁判官</p> <p>2004年7月 最高裁判所在外研究員として、ジョージタウンロースクールに1年間派遣</p> <p>2008年2月 裁判官退官 弁護士登録 吉岡・辻総合法律事務所</p> <p>2019年4月 横浜総合法律事務所（現任）</p> <p>2021年6月 当社 社外取締役（現任）</p> <p>2022年8月 佐鳥電機株式会社 社外取締役 監査等委員（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 横浜総合法律事務所 佐鳥電機株式会社 社外取締役 監査等委員</p>	0株
<p>〈社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等〉</p> <p>雪丸暁子氏は、長年裁判官及び弁護士として培ってきた豊富な経験や法律知識を有していることから、その経験や知識を活かしていただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。引き続き、その知見を活かし、当社の経営全般において法律家としての適切な提言をいただくことを期待します。</p> <p>また、社外取締役としての選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できると判断しております。なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記のとおり法務分野において豊富な経験や法律知識を有していることから社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 村口和孝および雪丸暁子の両氏は社外取締役候補者であります。なお、村口和孝および雪丸暁子の両氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年であります。
3. 村口和孝および雪丸暁子の両氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定です。
4. 当社は、村口和孝および雪丸暁子の両氏について、東京証券取引所の定める独立性基準に照らして、両氏が一般株主と利益相反のおそれのない十分な独立性を有していると判断し、両氏を東京証券取引

所に独立役員として届け出ております。

5. 当社は、当社の取締役および監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険では、被保険者が負担することになる故意または重過失に起因する損害賠償請求を除く被保険者の損害が補填されることとなります。各候補者は、取締役に選任され、就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

#### 各取締役候補者のスキルマトリックス

氏名	地位	属性		各取締役の経験業務・知識等					
		ジェンダー	独立性	企業経営	財務	法務／リスク	デジタル／テクノロジー	セールス／マーケティング	グローバル
宮下 幸治	代表取締役社長	M		○			○	○	○
上森 雅子	専務取締役	F		○				○	○
中原 茂樹	取締役	M		○		○		○	○
川淵 正光	取締役	M		○	○				○
村口 和孝	社外取締役	M	○	○	○				
雪丸 暁子	社外取締役	F	○			○			

(注) 1. 上記「地位」の記載内容は、各候補者が本株主総会において選任された場合に予定されているものとなります。

2. チェックされている項目は、各取締役の全ての知識や経験を表すものではありません。

3. 男性：M、女性：F

### 第3号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、指名・報酬委員会の諮問を受けて、また監査役協議を踏まえ、役員報酬制度の見直し、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを、2023年5月26日開催の取締役会において、決議いたしました。

つきましては、第2号議案が原案どおり承認可決された場合に重任する取締役のうち、社外取締役を除く4名および在任中の監査役1名に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で、本総会終結の時までのそれぞれの在任期間中に対応する退職慰労金の打ち切り支給を行いたいと存じます。なお、支給の時期は各取締役および監査役の退任の時とし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役協議にそれぞれ一任願いたいと存じます。

なお、取締役に対する退職慰労金の打ち切り支給は、当社取締役会においてあらかじめ定められた取締役の個人別報酬等の内容にかかる決定方針に沿っており、長期的なインセンティブ付与を目的として役員退職慰労金規程に定められた金額を毎年引当られており、また、役員退職慰労金規程に基づき支給されるものであるため、相当であると考えております。また、当社の取締役の個人別報酬等の内容にかかる決定方針は、役員退職慰労金制度廃止後に改定することを予定しております。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給予定の取締役および監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
みや した こう じ 宮 下 幸 治	1991年10月 当社設立、代表取締役社長 現在に至る
うえ もり まさ こ 上 森 雅 子	2007年9月 当社取締役 2018年6月 当社専務取締役 現在に至る
なか はら しげ き 中 原 茂 樹	2020年6月 当社取締役 現在に至る
かわ ぶち まさ みつ 川 渕 正 光	2022年6月 当社取締役 現在に至る
いな がき こう いち 稲 垣 耕 一	2020年6月 当社常勤監査役 現在に至る

以 上

# 事業報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、Open Doorという企業理念のもと、いまだ誰も突破できていない障壁のある生活に密着した分野で、誰よりも先んじて事業機会を創造し、事業を展開し、産業構造を変え、あるべき社会を実現すべく、さまざまな事業に取り組んでおります。特に、新しいIT技術を活用した通信環境の提供により日本及びフィリピンの社会課題を解決し、SDGsに貢献しつつ、事業の拡大を図っております。

当期におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種の普及や各種政策の効果などにより世界各国では社会経済活動の正常化が進みましたが、物価の高騰に対処するため、インフレ鎮静化に向けて金融引き締めが続いております。また、急激な為替相場の変動やウクライナ侵攻の長期化に起因する原材料・エネルギー価格の上昇など、依然として経済の先行きは不透明な状況となっております。日本においては、まん延防止等重点措置が昨年3月下旬に全国的に解除されて以降、政府による行動制限は行われず、社会経済活動の正常化が進んでおります。また、経済においても景気の持ち直しが期待されておりますが、海外景気の下振れが日本の景気を押し下げるリスクになるとみられております。当社グループの主要市場の一つであるフィリピンにおいては、新型コロナウイルス感染者数は低水準で推移しており、2022年のGDP成長率は前年比7.6%となるなどコロナ禍以前の水準を上回り、社会経済活動が回復してきております。一方で、2022年の消費者物価指数は上昇率平均5.8%と高い値で推移しており、急激な物価上昇を抑えるために中央銀行による金融引き締めが行われております。新型コロナウイルス感染症の影響をきっかけに、人々の新しい生活様式、リモートワークを前提とした新しい働き方への変化など、社会の変化が急速に進んでおり、通信回線を介してのコミュニケーションの重要性がさらに増大しています。社会を支える生活基盤としての通信回線の整備・拡充は、日本・フィリピンを始め世界中において急務となっており、今後とも積極的に事業の拡大を図ってまいります。

当社グループでは、2020年と2021年それぞれにフィリピンとシンガポール・香港を結ぶ海底ケーブルシステム（City-to-City Cable System、以下「C2C回線」）の使用権の一部及び各国の陸上回線から成る国際通信ネットワークを取得して、キャリアズキャリア（通信事業者のための卸売業者）としてのポジションも確立し、拡大する通信需要に応えると共に、フィリピン国内基幹回線の拡充などを行うためフィリピン国内海底ケーブルシステムの共同建設を2022年7月に開始するなど、事業の拡大に努めております。

日本においては、コールセンター事業者を中心に、ソフトウェア、通信回線及びコンサルテーションを顧客毎に最適化したサービスの提供が拡大しています。

マニラ首都圏地域においてクリニックを運営しているShinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation（以下「SLACC」）では、お客様が安心して受診できるように徹底した新型コロナウイルス感染症予防対策に努めており、レーシックの件数が前年度に比べ大幅に増加しています。

以上の結果、当期の連結業績につきましては、売上高は12,346百万円（前期比15.1%増）、営業利益は3,311百万円（同34.8%増）となりました。また、円安の進行に伴い為替差益を210百万円計上したことにより経常利益は3,464百万円（同19.6%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は2,292百万円（同21.4%増）となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

なお、当期より「海外通信事業」、「フィリピン国内通信事業」及び「医療・美容事業」セグメントの名称をそれぞれ「国際通信事業」、「フィリピン通信事業」及び「メディカル&ヘルスケア事業」に変更しております。本セグメントの名称変更による業績等への影響はありません。

#### 【国際通信事業】

当期における国際通信事業は、引き続きフィリピンにおける通信回線の需要拡大を捉え、当社グループが使用権を保有するC2C回線の販売を強化し、ストック型ビジネスの拡大を図るとともに、当期はフィリピンのCATV事業者などに対する通信機器の販売の計上がありました。

この結果、当期の国際通信事業の売上高は5,167百万円（前期比40.3%増）、セグメント利益は1,704百万円（同68.5%増）となりました。

#### 【フィリピン通信事業】

当期におけるフィリピン通信事業では、コロナウイルス感染症による移動制限などが緩和されたことに対応し、マニラ首都圏での法人向けインターネット接続サービスの販売を強化するため、営業員の積極的な増強などの先行投資を行いました。また、フィリピン国内の基幹回線網を整備し、さらなる事業拡大を図るため、2022年7月に建設を開始したルソン島、ビサヤ諸島、ミンダナオ島を結ぶフィリピン国内海底ケーブルシステムの共同建設は順調に進捗し、2023年4月に海底における敷設作業が終了いたしました。

当期の売上高は1,181百万円となり、営業員の増強などにより法人向けインターネット接続サ



ービス (Enterprise) の売上が増加しましたが、前期には大口の通信機器の販売による売上計上があったことから、前期比33.8%減となりました。セグメント利益は先行投資の増加を吸収し、229百万円 (同2.5%増) となりました。

#### 【国内通信事業】

当期における国内通信事業においては、同事業の意思決定の迅速化や機動的な企業運営を強化するため、2022年7月1日に会社分割により分社化し、株式会社アイ・ピー・エス・プロを設立いたしました。当期も引き続き日本国内の販売代理権を有する、インドのDrishti-soft Solutions Pvt. Ltd.が開発したコールセンターシステム「Ameyo」と、大手電気通信事業者が提供している着信課金サービス (フリーダイヤル) を大量に仕入れて、コールセンター事業者向けに秒単位で販売する秒課金サービスを組み合わせたコールセンター向けソリューションの販売などが増加いたしました。

この結果、売上高は4,275百万円 (前期比7.2%増)、セグメント利益は919百万円 (同12.3%増) となりました。

#### 【メディカル&ヘルスケア事業】

当期におけるメディカル&ヘルスケア事業は、SLACCにおいてレーシック件数が増加し、好調に推移いたしました。また、今後のレーシックの需要拡大に備え、オルティガス院の拡張工事を実施いたしました。

2022年6月に、フィリピンにおいて人間ドック・健診センターを運営する子会社Shinagawa Healthcare Solutions Corporation (以下「SHSC」) を設立いたしました。同社が運営する人間ドック・健診センター「Shinagawa Diagnostic & Preventive Care Center (以下「SDPCC」)」には最新の医療機器を導入し、日本の専門医による画像診断の遠隔二次読影を実施するなど高品質な医療サービスの提供の準備を行い、2023年4月26日に開院いたしました。

この結果、売上高は1,690百万円 (前期比35.9%増)、セグメント利益は536百万円 (同27.8%増) となりました。

#### 【その他】

海外送金事業者の提供する在留外国人向け国際送金サービスの利用促進が主力サービスです。

売上高は31百万円 (前期比16.2%増)、セグメント利益は17百万円の損失 (前期は19百万円の損失) となりました。

## 事業別売上高

区 分	前 期		当 期		前期比増減 (△)	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	増 減 率
国 際 通 信 事 業	3,684百万円	34.3%	5,167百万円	41.9%	1,483百万円	40.3%
フィリピン通信事業	1,784	16.6	1,181	9.6	△603	△33.8
国 内 通 信 事 業	3,988	37.2	4,275	34.6	286	7.2
メディカル&ヘルスケア事業	1,244	11.6	1,690	13.7	446	35.9
そ の 他	26	0.3	31	0.3	4	16.2
合 計	10,728	100.0	12,346	100.0	1,617	15.1

(注) 当連結会計年度より、従来「海外通信事業」、「フィリピン国内通信事業」及び「医療・美容事業」セグメントの名称をそれぞれ「国際通信事業」、「フィリピン通信事業」及び「メディカル&ヘルスケア事業」に変更しております。報告セグメントの名称変更によるセグメント情報に与える影響はありません。

### (2) 設備投資の状況

当期は、リースを含めて前期比3,799百万円増加の5,351百万円の設備投資を実施いたしました。主な内容は、フィリピン国内海底ケーブルシステム建設の投資と、人間ドック・検診センター開院の為に投資などです。

なお、部門別の設備投資額は、次のとおりであります。

部 門	設 備 投 資 金 額
国際通信事業	44百万円
フィリピン通信事業	4,890百万円
国内通信事業	70百万円
メディカル&ヘルスケア事業	345百万円
その他	－百万円
合 計	5,351百万円

### (3) 重要な資金調達の状況

当社は、連結子会社のInfiniVAN, Inc.を通じて、フィリピン国内海底ケーブルシステムを、フィリピン大手通信事業者2社と共同で建設する費用の一部に充当するため、銀行借入にて、2022年7月、2022年8月、2022年10月、2022年12月、2023年2月及び2023年3月にて合計23百万ドルの調達を行いました。

### (4) 対処すべき課題

#### ① 中長期経営戦略推進に関する優先的な対処すべき課題

フィリピンでの通信事業は当社グループの収益の大きな柱であり、持続的な成長が中長期経営戦略推進上最も重要と認識しております。この事業は、CATV事業者や通信事業者に対して国際通信回線を提供する国際通信事業と、主にマニラ首都圏地域に通信設備を構築し、法人向けのブロードバンドサービス等の提供及びフィリピン国内に基幹回線を構築し、構築した通信回線を提供するフィリピン通信事業から成り立っております。フィリピンでは外資規制等により新規参入が困難であり、既存の大手事業者による寡占市場であること等の理由で、さまざまな収益機会がありましたが、外資規制が緩和され、新たな競合事業者も参入してきています。斯かる事業環境変化において、事業拡大を実現するためには、投資の継続が必要であり、そのための人材や資金その他のリソースの確保が、最も重要であると認識しております。

#### ② 国際通信事業

2020年、2021年に使用权を取得いたしましたC2C回線は、順調に顧客への提供を積み上げており、さらなる安定的な供給のために新たな国際通信回線を確保していくことが必要となります。また、供給量確保の前提として、全体的な通信需要を適切に把握するとともに、通信事業者向け等の大口の顧客を開拓するなど新規顧客の獲得を進め、提供先を拡大することが求められます。

#### ③ フィリピン通信事業

フィリピンの通信環境を改善し、フィリピン各地の通信事業者やCATV事業者にも国際通信回線の提供など当社グループのサービスを提供するには、フィリピン国内基幹回線の整備が必要となります。昨年7月に開始したフィリピン国内海底ケーブルシステムの共同建設が終了し、現在、ルソン島、ビサヤ諸島、ミンダナオ島を結ぶフィリピン国内基幹回線の整備を進めております。

また、マニラ首都圏における法人向けブロードバンドサービスの拡大を図るとともに、個人向けブロードバンドサービスの開拓等、市場の変化に合わせた新たな顧客の獲得による需要の確保も重要な課題であります。

#### ④ 国内通信事業

昨年7月に会社分割により国内通信事業を分社化し、株式会社アイ・ピー・エス・プロを設立いたしました。分社化による意思決定の迅速化などのメリットを活かし、新たな通信サービスの提供を行うなど事業の拡大を図ってまいります。

また、国内通信事業において収益の大部分を担ってきました音声通信は、無料通話アプリの普及等により、国内での需要が減少しつつあります。そのような環境下、当社が主力としているコールセンター向け通信サービスは、広くコンタクトセンターのソリューション提供に方針を変えることが求められております。当社が提供しているコールセンター向けソフトウェアの提供、自動書き起こしやAIによる応答等、多様なニーズに応えてまいります。

#### ⑤ メディカル&ヘルスケア事業

フィリピンの医療環境の改善を図るため、昨年6月に人間ドック・健診センターを運営する子会社SHSCを設立し、本年4月にSDPCCを開院いたしました。SDPCCの運営を軌道に乗せ、早期の収益化を図ってまいります。

また、主力であるSLACCが提供するレーシックについては、引き続き需要の拡大に対応し、マーケティング手法の強化などにより、来院者数の増加に努めてまいります。

#### ⑥ 内部統制システムの強化・運用

当社グループはこれまで継続的に内部監査体制を強化し、業務の改善、統制の強化に努めてまいりました。今後は、コーポレート・ガバナンスの強化を推進するとともに、さらにコンプライアンス遵守を社内に浸透させる施策を展開してまいります。

#### ⑦ 自然災害等への対応

当社では、サステナビリティ委員会を設置し、当社グループのサステナビリティ課題への対応を検討しております。

このサステナビリティ委員会を通じて、台風、地震、津波等の自然災害や火災等の事故、パンデミック（世界的流行病）の発生並びに情報システムの停止等による事業活動への影響を最小限とし、事業活動のサステナビリティを高めるさまざまな施策を実施することにより当社グループの事業活動の安定的な運営を図ってまいります。

特に、当社グループが事業展開を行っているフィリピンでは、気候変動の影響により台風被害が増加しており、事業活動への影響を極力低減するよう十分な対策を検討してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第29期 2019年度	第30期 2020年度	第31期 2021年度	第32期 2022年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	6,508	9,515	10,728	12,346
営 業 利 益 (百万円)	1,070	1,921	2,456	3,311
経 常 利 益 (百万円)	1,075	2,187	2,897	3,464
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	645	1,487	1,888	2,292
1株当たり当期純利益 (円)	52.43	120.22	152.37	184.52
総 資 産 (百万円)	7,790	11,762	18,420	25,129
純 資 産 (百万円)	4,715	6,754	9,136	11,864
1株当たり純資産 (円)	314.82	428.59	589.01	751.94

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数に基づき算出しており、また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 第30期は、C2C回線の使用権を取得し、提供を開始したことにより売上・利益が拡大しました。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第29期 2019年度	第30期 2020年度	第31期 2021年度	第32期 2022年度 (当 期)
売 上 高 (百万円)	5,037	8,116	6,205	4,466
営 業 利 益 (百万円)	724	1,138	1,107	817
経 常 利 益 (百万円)	689	1,397	1,549	1,312
当 期 純 利 益 (百万円)	446	934	1,047	911
1株当たり当期純利益 (円)	36.27	75.56	84.56	73.34
総 資 産 (百万円)	6,078	9,648	10,955	14,978
純 資 産 (百万円)	3,640	4,783	5,722	6,227
1株当たり純資産 (円)	294.15	369.35	445.66	479.40

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数に基づき算出しており、また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 第30期は、C2C回線の使用权を取得し、提供を開始したことにより売上・利益が拡大しました。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
KEYSQUARE, INC.	30,000,000 フィリピンペソ	99.8%	コールセンター業務
Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation	232,396,014.60 フィリピンペソ	46.5% [4.0%]	眼科及び美容関連のクリニックの経営
InfiniVAN, Inc.	851,250,000 フィリピンペソ	100.0% (60.0%)	フィリピン国内での通信事業
CorporateONE, Inc.	74,200,000 フィリピンペソ	40.0% (40.0%) [60.0%]	フィリピン企業への投資会社
ISMO Pte.Ltd.	2,800,000 シンガポールドル	100.0%	シンガポール国内外の通信事業
Carrier Domain Inc.	100 ドル	51.1% [48.9%]	通信機器の調達及び販売
Shinagawa Healthcare Solutions Corporation	350,000,000 フィリピンペソ	90.0% (50.0%)	フィリピンにおいて人間ドック・健 診センターの経営
株式会社アイ・ピー・エス・プロ	300 百万円	100.0%	日本国内での通信事業

(注) 1. 議決権比率の ( ) は間接所有割合で内数、[ ] は緊密者または同意している者の所有割合を外書きしてあります。

2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ 重要な企業結合等の状況

2022年3月に会社分割により国内通信事業を分社化することを決議し、株式会社アイ・ピー・エス・プロを2022年7月に設立いたしました。また、2022年6月にSLACCの子会社(当社の孫会社)としてSHSCを設立いたしました。

(7) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
国際通信事業	フィリピンと北米・香港等とを結ぶ国際通信回線を、フィリピン国内のCATV事業者などのインターネット接続事業者に提供しております。
フィリピン通信事業	子会社であるInfiniVAN, Inc.がフィリピン国内で法人向けインターネット接続サービスを行っております。
国内通信事業	子会社である株式会社アイ・ピー・エス・プロが日本国内にて以下の通信事業を提供しております。 <ul style="list-style-type: none"><li>・電話サービスの提供 自社及び他社のネットワークを利用した音声通信サービスを提供しております。他の通信事業者に対して通話サービスを卸提供しております。 また大手通信事業者の着信者払い通話サービスを、秒単位で仕入れて、ユーザーに1秒単位で課金する秒課金サービスを提供しております。</li><li>・コールセンターシステムの販売 インドのDrishti社が開発したコールセンターシステム「AmeyoJ」を仕入れ、日本国内のコールセンター事業者へ提供しております。</li><li>・データセンターサービス 東京都内にデータセンターを保有し、他の事業者のサーバーを預かるコロケーションサービスなどを提供しております。</li></ul>
メディカル&ヘルスケア事業	フィリピンにてレーシック手術による近視矯正などの眼科、美容皮膚科などの科目で診療を行っております。
その他	顧客開拓・利用促進事業として、在留フィリピン人を中心とした在留外国人に対して携帯電話や海外送金サービスの顧客開拓・利用促進などを行っております。



(8) 主要な営業所

① 当社

本社

東京都中央区築地四丁目1番1号

② 子会社

KEYSQUARE, INC.

フィリピン パシッグ市

Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation

フィリピン タギッグ市

InfiniVAN, Inc.

フィリピン タギッグ市

CorporateONE, Inc.

フィリピン パシッグ市

ISMO Pte. Ltd.

シンガポール

Carrier Domain Inc.

アメリカ

ニュージャージー州

Shinagawa Healthcare Solutions Corporation

フィリピン タギッグ市

株式会社アイ・ピー・エス・プロ

東京都中央区

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区 分 (事業部門)	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
国 際 通 信 事 業	27名 [-]	6名増
フ ィ リ ピ ン 通 信 事 業	219名 [-]	96名増
国 内 通 信 事 業	18名 [-]	2名減
メ デ ィ カ ル & ヘ ル ス ケ ア 事 業	70名 [9名]	11名減
そ の 他	16名 [-]	2名増
全 社 (共 通)	127名 [-]	30名増
合 計	477名 [9名]	121名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [ ] 内に平均人員数を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
31名 [-]	22名減	39.5歳	4.4年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [ ] 内に平均人員数を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	4,006百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,763百万円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	100百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項  
該当する事項はございません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 39,960,000株  
(2) 発行済株式の総数 12,440,405株 (自己株式395株を除く。)  
(3) 株主数 3,184名  
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
宮下幸治	4,955,000株	39.83%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	993,900株	7.99%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	679,200株	5.46%
丸本桂三	373,000株	3.00%
丸谷和徳	350,000株	2.81%
株式会社SBI証券	341,300株	2.74%
佐々木嶺一	244,200株	1.96%
日本テクノロジーベンチャーパートナーズi-S2号投資事業有限責任組合	225,000株	1.81%
株式会社ストレッチ	204,100株	1.64%
三井住友信託銀行株式会社（信託口 甲12号）	200,000株	1.61%

- (注) 1. 三井住友信託銀行株式会社（信託口 甲12号）200,000株は、宮下幸治氏が委託した信託財産であり、信託契約上、議決権の行使については同氏が指図権を留保しております。  
2. 持株比率は、自己株式（395株）を控除して算出しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第4回新株予約権
発行決議日		2015年9月10日
新株予約権の数		400個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式400,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり70,000円 (1株当たり70円)
権利行使期間		2017年9月11日から2025年8月23日まで
行使の条件		新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、または従業員のいずれかの地位にあることを要する。 ただし、新株予約権の割当てを受けた時に取締役であった者は、任期満了による退任その他取締役会が正当な理由であると認めた場合はこの限りではない。
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 400個 目的となる株式数 400,000株 保有者数 1人
	社外取締役	—
	監査役	—
取得の事由及び条件		①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案若しくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。 ②新株予約権の割当てを受けた者が上記「行使の条件」に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項		新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の譲渡に関する事項		譲渡による取得は取締役会の承認を必要とする。

(注) 2017年10月14日付で行った普通株式1株につき200株とする株式分割及び2019年1月1日付で行った普通株式1株につき5株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

		第8回新株予約権
発行決議日		2022年4月13日
新株予約権の数		300個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式30,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり216,600円 (1株当たり2,166円)
権利行使期間		2025年4月14日から2032年4月13日まで
行使の条件		新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由であると取締役会が認めた場合に限り権利行使をなしうるものとする。
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 300個 目的となる株式数 30,000株 保有者数 1人
	社外取締役	—
	監査役	—
取得の事由及び条件		①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案及び新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。 ②新株予約権の割当てを受けた者が上記「行使の条件」に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合もしくは新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合には、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項		新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の譲渡に関する事項		譲渡による取得は取締役会の承認を必要とする。

(注) 取締役1名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

## (2) 事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付された新株予約権等の状況

		第8回新株予約権	
発行決議日		2022年4月13日	
新株予約権の数		400個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式40,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり216,600円 (1株当たり2,166円)	
権利行使期間		2025年4月14日から2032年4月13日まで	
行使の条件		新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由であると取締役会が認めた場合に限り権利行使をなしうるものとする。	
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数	400個
	子会社の役員及び使用人	目的となる株式数	40,000株
		交付対象者数	3人
			—
取得の事由及び条件		<p>①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案及び新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p> <p>②新株予約権の割当てを受けた者が上記「行使の条件」に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合もしくは新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合には、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。</p>	
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項		新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。	
新株予約権の譲渡に関する事項		譲渡による取得は取締役会の承認を必要とする。	

(注) 2023年3月31日現在において交付時より使用人等に交付した新株予約権の数が減少しておりますが、減少の理由は以下のとおりです。

- ・取締役就任に伴う減少分      300個
- ・退職による減少分              50個

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	宮 下 幸 治	Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation Director InfiniVAN, Inc. Director Carrier Domain Inc. Director
専務取締役	上 森 雅 子	メディカル&ヘルスケア事業本部長 Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation President Shinagawa Healthcare Solutions Corporation President
取 締 役	中 原 茂 樹	通信事業本部長 ISMO Pte. Ltd. Director and Chief Executive Officer KEYSQUARE, INC. President InfiniVAN, Inc. Director Carrier Domain Inc. Director
取 締 役	川 渕 正 光	経営企画本部長 株式会社アイ・ピー・エス・プロ 取締役
取 締 役	村 口 和 孝	株式会社日本テクノロジーベンチャーパートナーズ 代表取締役 株式会社プレミアムウォーターホールディングス 取締役 株式会社デンタス 社外取締役 株式会社ブロードバンドタワー 取締役 JESCOホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社ラック 社外取締役
取 締 役	雪 丸 暁 子	弁護士 横浜総合法律事務所 佐鳥電機株式会社 社外取締役 監査等委員
常勤監査役	稲 垣 耕 一	
監 査 役	西 村 誉 弘	公認会計士・税理士 リーダーズサポート税理士法人 代表社員 株式会社フルブリッジ 監査役 岐阜製版株式会社 監査役
監 査 役	岡 崎 友 子	弁護士 T&K法律事務所

- (注) 1. 村口和孝及び雪丸暁子の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 稲垣耕一、西村誉弘及び岡崎友子の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 当社は、社外取締役の村口和孝及び雪丸暁子の両氏並びに社外監査役の稲垣耕一、西村誉弘及び岡崎友子の各氏を、東京証券取引所の定める独立役員として、同証券取引所に届け出ております。



4. 監査役西村誉弘氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 各社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。
6. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

①就任

2022年6月28日開催の第31回定時株主総会において、川淵正光氏が取締役新たに選任され、就任いたしました。

②退任

取締役伊藤良光氏が任期満了により、2022年6月28日開催の第31回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役村口和孝及び雪丸暁子の両氏並びに監査役稲垣耕一、西村誉弘及び岡崎友子の3氏との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる故意または重過失に起因する損害賠償請求を除く被保険者の損害が補填されることとなります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 当該方針の決定の方法

取締役の役割、職責等に相応しい水準となる報酬体系を構築するため、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2021年3月19日開催の取締役会において決議いたしました。

ロ. 当該方針の内容の概要

i. 基本方針

当社の取締役の個人別の報酬等の決定について、取締役の役割、職責等に相応しい水準とすることを方針とし、「基本報酬」と「役員退職慰労金」とで構成する金銭報酬を

基本的枠組みとする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬及び退職慰労金を支払うこととし、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

ii. 金銭報酬等の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、業績への貢献度、従業員給与の水準をも考慮しながら、短期業績に基づくインセンティブの機能を備えるよう総合的に勘案して決定するものとする。

当社の取締役の退職慰労金は、長期的なインセンティブ付与を目的として毎年役員退職慰労金規程に定められた基準に基づき一定額の引当てを行い、退任時に金額等を決定するものとする。

ハ. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等額について取締役会にて取締役会決議に沿うものであるか、確認しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2005年6月24日開催の第14回定時株主総会で決議において年額180百万円以内とされております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

監査役の金銭報酬の額は、2005年6月24日開催の第14回定時株主総会で決議において年額60百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

イ. 委任を受けた者の氏名、地位及び担当

代表取締役社長 宮下 幸治

ロ. 委任された権限の内容・理由等

当事業年度各取締役の個人別の基本報酬の額については、株主総会にて決議した報酬限度額の範囲内で、基本報酬の個人別の額の決定に関する方針に従い、決定する。

退職慰労金の額については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、役員退職慰労金規程の基準に従い、相当額の範囲内で、具体的な金額、贈呈の時期、支給の方法を決定する。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したからであります。

④ 取締役及び監査役の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	97 (6)	97 (6)	— (—)	— (—)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	16 (16)	16 (16)	— (—)	— (—)	3 (3)

- (注) 1. 上記対象なる役員の員数に、2022年6月28日開催の第31回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記の報酬等の総額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額11百万円（取締役4名に対し11百万円）を含んでおります。
4. 上記の報酬等の額のほか、2022年6月28日開催の第31回定時株主総会決議に基づき、退職慰労金を退任取締役1名に対し4百万円支給しております。この金額には、過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況及び当社との関係

重要な兼職の状況及び当社との関係につきましては、「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	村 口 和 孝	当事業年度開催の取締役会（17回）のすべてに出席し、数多くの企業の株式上場に関わるなど豊富な経験と知識を有しており、その知見から意思決定の妥当性・適正性などを確保するための発言などを行っております。また、当事業年度に開催された指名・報酬委員会（2回）のすべてに委員長として出席し、客観的・中立的な立場から当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
社外取締役	雪 丸 暁 子	当事業年度開催の取締役会（17回）のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、意思決定の妥当性・適正性などを確保するための発言などを行っております。また、当事業年度に開催された指名・報酬委員会（2回）のすべてに委員として出席し、客観的・中立的な立場から当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外監査役	稲 垣 耕 一	当事業年度開催の取締役会（17回）及び監査役会（12回）のすべてに出席し、金融機関及び経営者としての豊富な経験を有し、その知見から意思決定の妥当性・適正性などを確保するための発言などを行っております。
社外監査役	西 村 誉 弘	当事業年度開催の取締役会（17回）及び監査役会（12回）のすべてに出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地から、財務及び会計に関する事項を中心に意思決定の妥当性・適正性などを確保するための発言などを行っております。
社外監査役	岡 崎 友 子	当事業年度開催の取締役会（17回）及び監査役会（12回）のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、意思決定の妥当性・適正性などを確保するための発言などを行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 34百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 36百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく（準じた）監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### 2. 監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の報酬について算出根拠の説明を受け、また会計監査人から監査計画の説明を受けて検討した結果、当社の会計監査を実施するうえで妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 非監査報酬の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明以外の業務を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号いずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性及び専門性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合その他監査役会が解任または不再任が相当と認める事由が発生した場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案内容を決定します。

## 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>14,270</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>12,250</b>
現金及び預金	6,881	買掛金	1,781
売掛金	2,631	短期借入金	5,726
リース投資資産	3,203	1年内返済予定の長期借入金	443
商品	35	リース債務	0
貯蔵品	144	未払金	147
その他	1,619	未払法人税等	881
貸倒引当金	△245	繰延延払利益	2,190
<b>固 定 資 産</b>	<b>10,839</b>	賞与引当金	39
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>8,171</b>	その他	1,040
建物及び構築物	219	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,014</b>
機械装置及び運搬具	1,393	長期借入金	760
工具、器具及び備品	69	退職給付に係る負債	65
土地	78	役員退職慰労引当金	143
リース資産	7	資産除去債務	17
建設仮勘定	6,403	その他	27
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,760</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>13,265</b>
通信回線使用権	1,654	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
のれん	47	<b>株 主 資 本</b>	<b>8,905</b>
その他	58	資本金	1,109
<b>投資その他の資産</b>	<b>907</b>	資本剰余金	1,004
長期前払費用	256	利益剰余金	6,791
繰延税金資産	231	自己株式	△0
その他	423	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>449</b>
貸倒引当金	△4	為替換算調整勘定	448
<b>繰 延 資 産</b>	<b>19</b>	退職給付に係る調整累計額	1
<b>資 産 合 計</b>	<b>25,129</b>	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>263</b>
		<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>2,245</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>11,864</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>25,129</b>

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	12,346
売上原価	6,513
売上総利益	5,832
販売費及び一般管理費	2,521
営業利益	3,311
営業外収益	
受取利息及び配当金	82
為替差益	210
その他	8
営業外費用	
支払利息	125
その他	22
経常利益	3,464
特別利益	
新株予約権戻入益	5
特別損失	
固定資産除却損	4
税金等調整前当期純利益	3,466
法人税、住民税及び事業税	977
法人税等調整額	△66
当期純利益	2,554
非支配株主に帰属する当期純利益	261
親会社株主に帰属する当期純利益	2,292

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,084	1,020	5,026	△0	7,131
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	24	24			49
剰 余 金 の 配 当			△527		△527
親会社株主に帰属する当期純利益			2,292		2,292
連結子会社の増資による持分の増減		△41			△41
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	24	△16	1,765		1,773
当 期 末 残 高	1,109	1,004	6,791	△0	8,905

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	178	0	178	191	1,635	9,136
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						49
剰 余 金 の 配 当						△527
親会社株主に帰属する当期純利益						2,292
連結子会社の増資による持分の増減						△41
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	270	0	270	72	610	953
当 期 変 動 額 合 計	270	0	270	72	610	2,727
当 期 末 残 高	448	1	449	263	2,245	11,864

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>8,089</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,816</b>
現金及び預金	1,388	買掛金	692
売掛金	1,212	短期借入金	5,726
リース投資資産	1,182	1年内返済予定の長期借入金	443
商品	955	未払金	197
短期貸付金	1	未払法人税等	132
関係会社短期貸付金	2,455	繰延延払利益	535
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	695	賞与引当金	21
その他	324	その他	66
貸倒引当金	△117	<b>固定負債</b>	<b>934</b>
<b>固定資産</b>	<b>6,889</b>	長期借入金	760
<b>有形固定資産</b>	<b>111</b>	退職給付引当金	24
建物	3	役員退職慰労引当金	140
構築物	0	資産除去債務	1
機械及び装置	95	その他	6
車両運搬具	3		
工具、器具及び備品	7	<b>負債合計</b>	<b>8,750</b>
建設仮勘定	1	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>72</b>	<b>株主資本</b>	<b>5,963</b>
ソフトウェア	19	資本金	1,109
通信回線使用权	51	資本剰余金	1,049
その他	1	資本準備金	1,049
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,705</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>3,805</b>
関係会社株式	2,419	その他利益剰余金	3,805
関係会社長期貸付金	4,034	繰越利益剰余金	3,805
長期前払費用	217	<b>自己株式</b>	<b>△0</b>
その他	38	<b>新株予約権</b>	<b>263</b>
貸倒引当金	△4	<b>純資産合計</b>	<b>6,227</b>
<b>資産合計</b>	<b>14,978</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>14,978</b>

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	4,466
売 上 原 価	2,595
売 上 総 利 益	1,871
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,054
営 業 利 益	817
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	170
為 替 差 益	445
そ の 他	0
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	99
そ の 他	22
経 常 利 益	1,312
特 別 利 益	
新 株 予 約 権 戻 入 益	5
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	3
税 引 前 当 期 純 利 益	1,314
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	357
法 人 税 等 調 整 額	45
当 期 純 利 益	911

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						新 予 約 株 権	純 資 産 計 合	
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式			株 主 資 本 計 合
		資 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計				
当 期 首 残 高	1,084	1,024	1,024	3,422	3,422	△0	5,530	191	5,722
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	24	24	24				49		49
剰 余 金 の 配 当				△527	△527		△527		△527
当 期 純 利 益				911	911		911		911
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								72	72
当 期 変 動 額 合 計	24	24	24	383	383		433	72	505
当 期 末 残 高	1,109	1,049	1,049	3,805	3,805	△0	5,963	263	6,227

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

株式会社アイ・ピー・エス  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 桐川 聡 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 山田 大介 ㊞

業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイ・ピー・エスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・ピー・エス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作

成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

株式会社アイ・ピー・エス  
取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桐川 聡 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山田 大介 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイ・ピー・エスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。海外子会社については、海外子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて海外子会社から事業の報告を受け、また重要な海外子会社に赴き、経営管理の状況を把握しました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月26日

株式会社アイ・ピー・エス 監査役会

常勤社外監査役 稲垣 耕一 ㊟

社外監査役 西村 誉弘 ㊟

社外監査役 岡崎 友子 ㊟

以上

## 「株主総会会場」 ご案内図

【会 場】 東京都中央区八重洲一丁目3番7号  
八重洲ファーストフィナンシャルビル  
ベルサール八重洲 2階 ROOM C

【交 通】 「日本橋駅」 (東西線・銀座線・浅草線) A7出口直結  
「東京駅」 (JR) 八重洲北口徒歩約5分  
「三越前駅」 (半蔵門線) B3出口徒歩約4分

